

令和3年分

所得税・住民税申告相談のお知らせ

令和3年分の所得税・住民税の申告相談を次のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に來られない場合は、2月27日(日)に休日受付を行いますので、ご利用ください。ただし大変混雑すると予想されますので、できる限り平日にお越しください。

なお今年度も、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、職員の数を減らして対応させていただく予定です。スムーズな申告相談のためにも、あらかじめご自身で領収書などを整理し、収支計算などを行った上でお越しくださいようお願いいたします。

またパソコンやスマートフォンなどをもちでインターネットが接続可能な方は、できる限りe-Tax^{イー・タックス}や郵送による提出をお願いしま

す。詳しくは「広報おのまち12月号」をご覧ください。

■所得税・住民税の申告とは

令和3年1月1日から12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして所得税を計算し、町は令和4年度の町県民税を課税する根拠の一部とします。

■申告が必要な方

令和4年1月1日現在、小野町に住民登録をしている方で、令和3年中に次の要件に当てはまる方。

- ① 主な所得が給与または公的年金で、それ以外の所得があった方
- ② 営業、農業(自家消費除く)、不動産、配当などの所得があった方
- ③ 土地や建物を売った所得(譲渡所得)があった方
- ④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方

⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

■申告しなくてもよい方

① 所得が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方

② 所得が公的年金のみで、支払い先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

■申告に必要なもの

① 共通するもの
・ 通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご本人のもの)

② マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証などの本人確認書類

③ 給与、年金所得のある方

④ 源泉徴収票
・ 営業、農業、不動産、配当所得のある方

・ 收支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)

④ 譲渡所得のある方
・ 売買契約書
・ 譲渡のために要した費用の領収書

⑤ 公共事業による取用に伴う譲渡所得があった方で特別控除を受けられる方は「収入証明書」「公共事業用資産の買取りの申出証明書」「公共事業用資産の買取り等の証明書」が必要となります。

⑤ 医療費控除を受ける方
・ 医療費控除の明細書
・ 人ごと、病院ごとに振り分けて作成してください。

⑥ 医療保険者から発行される「医療費のお知らせ(医療費通知)」に代えることもできます。

⑥ 所得控除を受ける方
・ 保険金を受け取った場合、その金額が分かる書類

・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書など
・ 障害者手帳、介護保険証、療育手帳など

⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方
・ 登記事項証明書
・ 工事請負契約書
・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※長期優良住宅やリフォームなどの場合、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■農家の方へお願い

「令和3年分農業経営状況調査票」(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要な事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できますので、必ず記入してお持ちください。

■申告にお越しになる前に

受け取った源泉徴収票や保険料の控除証明書、帳簿などがそろっているかご確認ください。